

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年 4月 27日現在

機関番号：15301

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2009～2011

課題番号：21730045

研究課題名（和文） 国際司法裁判所判決の実効性に関する研究

研究課題名（英文） Research on the Effectiveness of the Decisions by the ICJ

研究代表者

岩本 禎之（李禎之）（IWAMOTO YOSHIYUKI）

岡山大学・大学院社会文化科学研究科・准教授

研究者番号：20405567

研究成果の概要（和文）：本研究は、「国際司法裁判所の判決が現実の紛争解決に貢献したか」という観点から判決の実現過程を考察するものであり、判決の実効性に関する考察射程を判決後の政治過程にまで拡張することで、裁判所の法的判断が外交の手続や国内の手続を通じて当事者による紛争処理に取り込まれている実態を明らかにした。

研究成果の概要（英文）：This research aims to consider the implementation process of the decisions by the International Court of Justice in terms of their contribution to the final solution of conflicts. Examining the post-adjudication phase, it testifies that the legal decisions by the ICJ have been incorporated into the parties' effort to settle the overall conflict through diplomatic and domestic means, which are based on their consent.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	700,000	210,000	910,000
2010年度	700,000	210,000	910,000
2011年度	600,000	180,000	780,000
総計	2,000,000	600,000	2,600,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・国際法学

キーワード：国際司法裁判所、判決履行、判決執行、仮保全措置、交渉命令、国内実施

1. 研究開始当初の背景

(1) 国際裁判所判決の実現過程は、紛争解決過程における裁判機能の解明にとって重要な位置を占めている。このことは、裁判の特質が第一義的には法的判断たる判決を下すことに存し、その不履行が国際裁判による紛争解決の実効性に疑義を生ぜしめることから明らかといえるだろう。しかし、従来の

国際裁判研究において、国際裁判所の任務は「判決の言い渡し」をもって完了すると理解されてきたこともあり、「判決後」における判決内容の実現、いわゆる判決の履行・執行問題は、「非法的」問題として考察範囲外とされる傾向にあった。事実、国際司法裁判所（ICJ）判決は概ね履行されてきたと評価され

ており、判決後の紛争解決過程に対する国際法学の関心は一般に低かったように思われる。確かに、判決履行・執行問題は国際裁判研究の古典的テーマの1つであり、一定程度の議論の蓄積はある（例えば、Hambro, E., *L' exécution des sentences internationales* (Recueil sirey, 1935) や Jenks, C.W., *The Prospects of International Adjudication* (Stevens & Sons, 1964) 等を参照)。しかし、これら研究は判決の強制執行制度に不備を持つ国際裁判の「制度」に関する考察を主眼とし、判決後の紛争解決過程に対する考慮はなされておらず、如何なる要因の影響結果として当該紛争が解決に至ったかを検討するものではない。ただし、この点について、近年の欧米での研究は理論と実証の両面で、判決履行・執行問題の検討に非法的観点を取り込む方向で進展しているといえる。

(2) まず、判決後の紛争解決過程を考慮した理論的研究は、仏語圏においてみられる。例えば、Azar, A., *L' exécution des décisions de la Cour internationale de justice* (Brylant, 2003) は、判決執行問題を「政治と法の境界問題」と捉えて論じる体系的研究であり、英語圏での議論（例えば、Ajibola, B.A., “Compliance with Judgments of the International Court of Justice,” in Bulterman, M.K. *et al.* (eds.), *Compliance with the Judgments of International Courts* (Kluwer Law International, 1996) を参照) とは一線を画しているといえる。しかし、Azar の研究においては、判決の執行を包括的に理論構成することが試みられていると評価できるとはいえ、判決後の紛争解決過程を取り込んだ「執行」概念の妥当性検証が外交実践を踏まえて実証的に考察されていない点に問題を残している。

(3) 他方、判決履行状況の実証的研究も英語圏において活発に行われている。例えば、Schulte, C., *Compliance with Decisions of the International Court of Justice* (Oxford U.P., 2004) は、「判決後」の紛争経緯を外交文書等も参照することで、明らかにした労作である。同様のアプローチは、Paulson, C. “Compliance with Final Judgments of the International Court of Justice since 1987,” *AJIL*, Vol. 98 (2004) , Llamzon, A.P., “Jurisdiction and Compliance in Recent Decisions of the International Court of Justice,” *EJIL*, Vol. 18, No. 5 (2007) でも採られており、これらは、従来、看過されてきた判決後の紛争解決過程を明らかにする研究であると位置付けられよう。ただし、これら研究は、判決後の「事実」を丹念に調査したもので、その資料的価値は高いとはいえ、判決の履行（不履行）の要因を政治学的に整理するとどまっておらず、法的評価や分析は不十分といわざるを得ない。

(4) 以上の研究状況からは、判決の履行・執行問題は古典的なテーマであるとはいえ、判決後の紛争解決過程を理論的かつ実証的に取り込むことには未だ成功していないのであり、理論と実証を統合した体系的な研究が国際的にも待望されているといえる。とりわけ、日本においては、ICJ判決の履行に関して、深津栄一『国際社会における法適用過程の研究』（有信堂、1969）以来、同問題を考察する研究すら存在しておらず、体系的研究の必要性は一段と高いと考える。

2. 研究の目的

(1) 本研究は、判決内容の実現過程を考察することで、以下の2点を明らかにすることを目的とした。まず第1の目的は、紛争解決過程における判決の位置付けを理論的に明ら

かにすることである。判決後の履行・執行を法制度上で如何に位置付け得るのかは、既存研究においても一致した結論をみている訳ではなく、理論的に整理されるべき問題である。本研究は、判決実現の政治過程をも射程に組み込んだ形で判決の「履行」や「執行」という概念を再構成することを試みるものであり、政治過程への依存程度を命令形態の整理によって明らかにすることで、紛争解決過程を考慮した概念設定を提示する。

(2) 第2点目は、国際社会における訴訟過程と政治過程の連続性を実証することにある。本研究は、訴訟過程、とりわけその成果物たる判決が、政治過程（当事国間交渉や国内的手続）において如何に取り扱われているのかを実証的に考察することで、この課題の達成を試みる。

3. 研究の方法

(1) ICJ 判決の実現過程を考察対象とする本研究は、判決履行・執行の位置付けという法理論上の問題に加え、判決内容が如何に実現され得るのかという極めて実際的な問題をも内包している。したがって、その研究計画は理論的検討と実証的検討に大別して進めていく。

(2) 2009年度は、次年度以降の実証研究が立脚する理論的考察枠組の整理として、以下の2つの作業に取り組む。まず第1に、判決の実現過程に関連する概念を整理する。判決の実現過程に関しては、判決の「履行 (compliance)」、「執行 (execution)」、「実施 (implementation)」など多様な用語が使用されている。したがって、ICJ の制度枠組や学説等を参照しつつ、それら概念の相互関係、とりわけ「強制性」との関係を明らかにする。そして第2に、ICJ が採り得る判決内容を整理する（命令形式論）。従来、判決内容に関しては、国際裁判における「救済

(remedies)」の問題と議論されてきたが、本研究は、判決の実現過程を考察対象とするため、違法性確認の「宣言判決」のような救済は本研究の対象とならないように思われる。したがって、判決履行・執行問題の発生類型を請求（当事者の主張）との関連性で整理し、救済内容による履行確保手段の異同を明らかにすることにより、本研究が考察すべき対象、すなわち上記の「履行」・「執行」概念に包含すべき判決内容を限定する。

(3) 次年度以降は、理論的な概念設定の妥当性を検証するため、実証的な検討に取り組んでいく。その際、判決の実現過程における法的側面と政治的側面の交錯する場を国際的平面と国内的平面に大別して考察する。具体的には、外交的手続との連結性をもつ判決内容（2010年度）と国内的手続との連結性を持つ判決内容（2011年度）について、それぞれの履行要因の分析を行い、それらの意義と問題点を明らかにしたいと考える。

①外交的手続との連結

国際的平面において判決の実現が政治過程と交錯する典型的事例として、外交的手続との連結の必要性が想定される、いわゆる「交渉命令」を対象とする。同命令の関連判例を法的側面と政治的側面の双方から分析することで、同命令形態の意義と限界を履行過程の観点から検討する。

②国内的手続との連結

国内的平面において判決の実現が政治過程と交錯する典型的事例としては、国内的手続との連結が問題となった、一連の死刑関連事件を取り上げる。2011年度の研究では、これらの事例を関連する国内裁判所判決を含めて、法的側面と政治的側面の双方から分析するし、こうした命令形態の位置付けと問題点を実証的に検討する。

4. 研究成果

(1) 本研究の主な成果は、年度毎に以下の通り整理することができる。

①判決の実現過程に関連する概念である「履行」や「執行」の意味内容と相互関係について、国連憲章上、「執行」制度（第94条2項）と「履行」義務（第94条1項）は、その主体（国家—国連安保理）および客体（判決—決定）の両面において区別されており、両者の区別が学説においても共有されていることを確認できた。このことは、本案判決の事例と仮保全措置命令の事例も比較分析において、法的拘束力の意味内容に相違がみられたことから首肯される。

また、本研究が検討対象とすべき ICJ が採り得る判決内容に関しても、判決履行・執行問題の発生類型を請求（当事者の主張）との関連性で整理した。その際、仮保全措置命令の事例をも検討することにより、違法性確認の「宣言判決」といった救済が履行・執行問題を回避するための手法となっていることを確認できた。ここから、確認訴訟型の救済内容を除く、給付訴訟型（賠償等）や形成訴訟型（領域得喪等）の救済を、本研究が考察すべき対象、すなわち「履行」・「執行」概念に包含すべき判決内容とすることが適当であることが明らかとなった。

②2010年度は、国際的平面における判決実現過程、具体的には、外交的手続との連結が必要とされる「交渉命令」を取り上げて、関連判例を対象として実証的な分析を進めることで、同命令の意義と限界を確認した。

まず、判例上、判決履行の交渉に関して当事者が合意している場合に交渉命令がみられた。ガブチコヴォ・ナジマロシュ計画事件では両当事者が判決後にその履行について交渉することを付託合意中で明示的に合意しており、カリブ海における領土および海洋

紛争事件（ニカラグア対ホンデュラス）でも両当事者は三海里までの領海境界画定を交渉により解決することに合意していた。北海大陸棚事件では、裁判所には「境界画定に適用される国際法の原則と規則」の宣言が求められており、こうした確認的宣言請求の定立からは判決後の当事者交渉が黙示的に合意されていたといえる。

また、当事者の合意がない場合でも交渉命令はなされており、その際には紛争主題の特質に同命令は根拠づけられていた。例えば、アイスランド漁業管轄権事件では、交渉が漁業資源の衡平な配分という紛争主題に内在すると判断された。なお、判決後の交渉に合意がある場合（北海大陸棚事件）でも、交渉命令に際して紛争主題の性質（大陸棚の境界画定）が正当化の根拠として言及されている。

上記諸判例の分析からは、交渉命令という判決形態は当事者の合意および紛争主題の性質によって正当化され、これら2要素を実質的に具備しない場合は有効に機能してこなかったことが確認できた。このことは交渉命令判決が判決の強制性（「執行」の側面）を希薄化させることによって判決内容実現の実効性を高める方策であることを示唆しており、それゆえに交渉命令は当事者間交渉を援助する裁判所の調停的役割の発現として位置付けることができると考える。

③2011度は、国内的手続との連結が問題となった一連の死刑関連事件（ラグラン事件（本案、2001）、アヴェナ他メキシコ国民事件（本案、2004；解釈請求、2008））を分析対象として、関連する米国国内裁判所判決（メデリン事件（米国連邦最高裁、2008））とともに分析し、国際司法裁判所判決の国内実施可能性とその限界を考察した。これら事例においては、「違法行為の再発防止の保証」という救済、とりわけ、「有罪判決の再審査・再検

討」という特定措置の実施命令が判決内容に含まれていたため、この点に対する米国の不履行が問題となったのであり、こうした命令形態の位置付けと問題点を検討した。

まず、アベナ解釈要請判決によると、国際司法裁判所はアヴェナ判決が「国内法上許容されていれば、直接執行可能性 (direct enforceability) も妨げられない」と述べており、「個人の権利」が紛争主題を構成しているという特殊性はあるものの、国内裁判所を通じた判決履行の可能性が認識されていることを確認できた。

他方で、履行手段について判決の名宛人たる国家に裁量が認められており（「米国が自ら選ぶ方法で」）、履行手段の選択が各国国内法に依存していることもまた明らかとなった。本件で米国連邦最高裁は判決実施を拒否しているが、これは米国における条約の「自動執行性 (self-executing)」概念の特殊性に起因しているため、本件における実施拒否が国際司法裁判所判決の国内実施一般に関わる問題と考えることは適切ではない。ここから、今後の研究に際しては、判決類型のみならず、国内法制度ごとの類型化も必要とされることも示唆された。

(2) 上記の研究結果からは、判決の強制性を希薄化させることにより、判決内容の実現を図ろうとする ICJ の姿勢が浮かび上がっているといえる。つまり、本研究は、ICJ が訴訟過程にとどまらず、判決後の履行過程に際しても国家意思を尊重していることを実証的に解明し、判決を紛争解決に向けた合意調達の一手段と位置付ける視点を提示することに成功したといえるであろう。

なお、今後の課題として、本研究からは、履行形態ごとの合意調達手法、とりわけ国内法制度の相違が与える影響について解明する必要があることも示唆された。この点、国際法と国内法の関係という視点からも検討を加えることで、より体系的・説得的な考察が可能になるものと考えられる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 1 件)

① 李禎之 「仮保全措置による国際共同体利益の保護可能性」『岡山大学法学会雑誌』第 61 巻 3 号、417-446 頁、2012 年、査読無、<http://ousar.lib.okayama-u.ac.jp/journal/48090>

[学会発表] (計 2 件)

① Yoshiyuki LEE-IWAMOTO, The ICJ as a Guardian of Community Interests? -The Recent Jurisprudence on Provisional Measures-, The Third Four Societies Conference, 2011 年 8 月 27 日、淡路夢舞台国際会議場

② 李禎之 「国際司法裁判所による仮保全措置指示の要件」国際法研究会、2010 年 1 月 30 日、京都大学

6. 研究組織

(1) 研究代表者

岩本 禎之 (李 禎 之) (IWAMOTO YOSHIYUKI)

岡山大学・大学院社会文化科学研究科・准教授

研究者番号：20405567

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし